

# 中国の公共図書館法

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課長 岡村 志嘉子

## 目次

はじめに

### I 公共図書館の現況と基本政策

- 1 公共図書館の現況
- 2 基本政策

### II 図書館法制

- 1 現行法の図書館関連規定
- 2 図書館の設置・運営等に関する法規
- 3 図書館法制定をめぐるこれまでの経緯

### III 公共図書館法

- 1 審議経過
- 2 法の構成と全般的特徴
- 3 主な規定内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国公共図書館法

## 要 旨

中国の公共図書館事業は、近年、質と量の両面において大きな発展を遂げつつあるが、地域格差、管理運営体制の不備など課題も少なくない。中国政府は、公共文化サービスの拡充を図る中で、主要な公共文化施設として公共図書館の役割を重視し、関連施策を強化している。2017年11月に制定された公共図書館法（全6章55か条）は、2016年12月に制定された公共文化サービス保障法に次ぐ重要な文化立法であり、公共図書館の定義と機能を明確化し、公共図書館の設置、運営、サービス等について包括的かつ具体的に定めている。

中国における公共図書館の現況、基本政策、関連法制、公共図書館法の概要等について紹介し、公共図書館法の全文を訳出する。

## はじめに

2017年11月4日、中国で公共図書館法<sup>(1)</sup>が制定され、2018年1月1日から施行された。同法は、公共図書館の定義、機能、サービス内容、管理運営等について包括的に定めるものであり、図書館に関する中国で初めての法律である。

急速な経済発展に伴い、多くの国民が生活に文化的な豊かさを求めるようになる中で、中国政府は近年、文化政策重視の姿勢を強め、文化関連の法整備に力を入れている。2016年12月25日には、公共文化サービスの体系的な整備を推進するための基本法として、公共文化サービス保障法<sup>(2)</sup>が制定された（同日公布、2017年3月1日施行）。公共図書館法は、これに次ぐ文化関連の重要立法と位置付けられている。

本稿では、中国における公共図書館の現況、公共図書館関連の基本政策、図書館関連法制、公共図書館法の概要等について紹介し、公共図書館法の全文を訳出する。

## I 公共図書館の現況と基本政策

### 1 公共図書館の現況

#### (1) 公共図書館数

中国の公共図書館（県級<sup>(3)</sup>以上の図書館）は、改革開放政策が始まった1978年の1,218館から2016年には3,153館へと、38年間で約2.5倍に増加した<sup>(4)</sup>。館数の推移は、次頁の図1に示したように、1978年から1980年代前半にかけて急増した後は漸増に転じ、2010年代初頭に増

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月5日である。

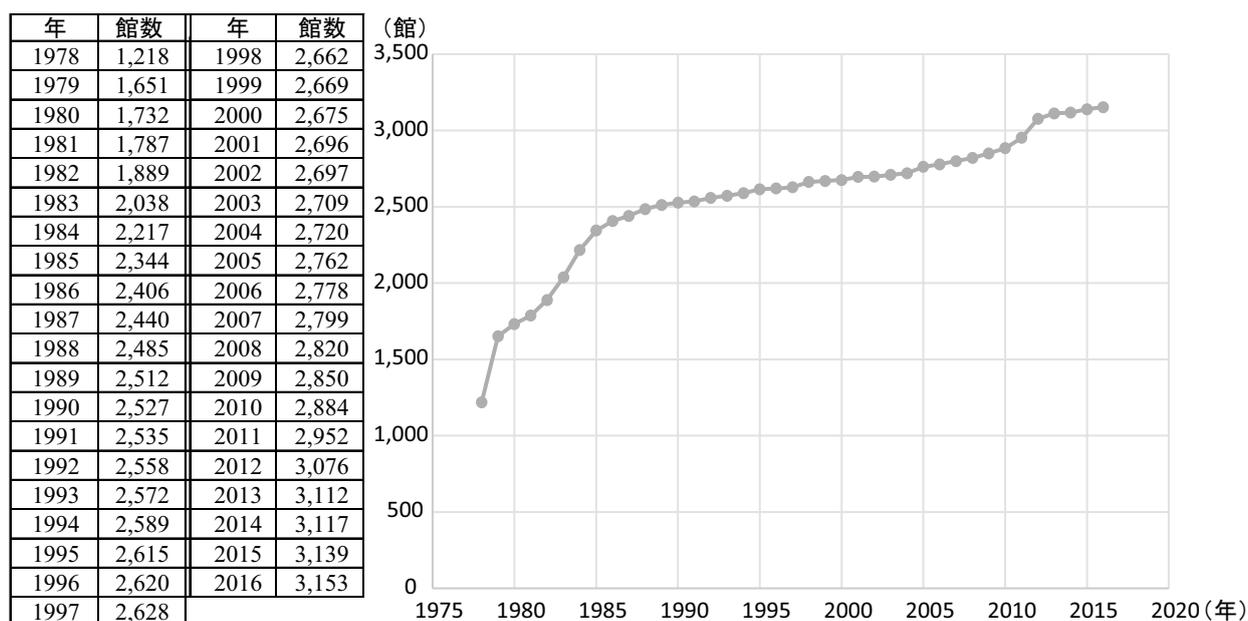
(1) 「中华人民共和国公共图书馆法」中国政府法制信息网 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art\\_11\\_206619.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art_11_206619.html)>

(2) 「中华人民共和国公共文化服务保障法」同上 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/2/3/art\\_11\\_88261.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/2/3/art_11_88261.html)> 公共文化服务保障法について詳しくは、岡村志嘉子「中国の公共文化サービス保障法」『外国の立法』No.272, 2017.6, pp.157-171. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10362195\\_po\\_02720005.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10362195_po_02720005.pdf?contentNo=1)> を参照。

(3) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。各行政区画の数は、2016年末現在、省級31、地区級334、県級2,851、郷級39,862である。

(4) 「23-21 主要文化机构情况」『中国统计年鉴2017』中国统计出版社, 2017, p.755.

図1 中国の公共図書館数（県級以上の図書館）の推移（1978～2016年）



(出典)『中国统计年鉴』各年版を基に筆者作成。

加がやや際立った時期があるほかは、漸増傾向が持続している。2016年末現在、中国の県級以上の行政区画は計3,216であり、公共図書館数は徐々にそれに近づいている。しかし、農村部や内陸部を中心に、全国の県級行政区の12%にはまだ公共図書館が設置されていない<sup>(5)</sup>。

## (2) 地域格差

今日の中国において大きな社会問題となっている地域格差は、公共図書館についても同様である。例えば、2016年の省別公共図書館統計によれば、公共図書館の1人当たり蔵書数は、首位の上海市(3.17冊)と最下位の河南省(0.28冊)との差が約11倍(次頁図2)、1万人当たり公共図書館床面積は、首位の浙江省(189.0㎡)と最下位の湖南省(63.1㎡)との差が約3倍(次頁図3)である<sup>(6)</sup>。また、各省・自治区・直轄市の中での都市部と農村部の格差も大きい。

## 2 基本政策

習近平政権は、「現代公共文化サービス体系の構築」という政策方針を掲げ、国民に対してより良い文化的生活を保障するための各種施策の推進を図っている<sup>(7)</sup>。上述の公共文化サービス保障法の制定もその一環である。主要な公共文化施設である公共図書館は、公共文化サービスの強化拡充の重点の1つとされている。

公共図書館事業に関する国の基本政策は、5か年計画期ごとに示される。最新の「第13次5か年計画期(2015～2020年)全国公共図書館事業発展計画」<sup>(8)</sup>は、2017年7月7日に文化省(現・

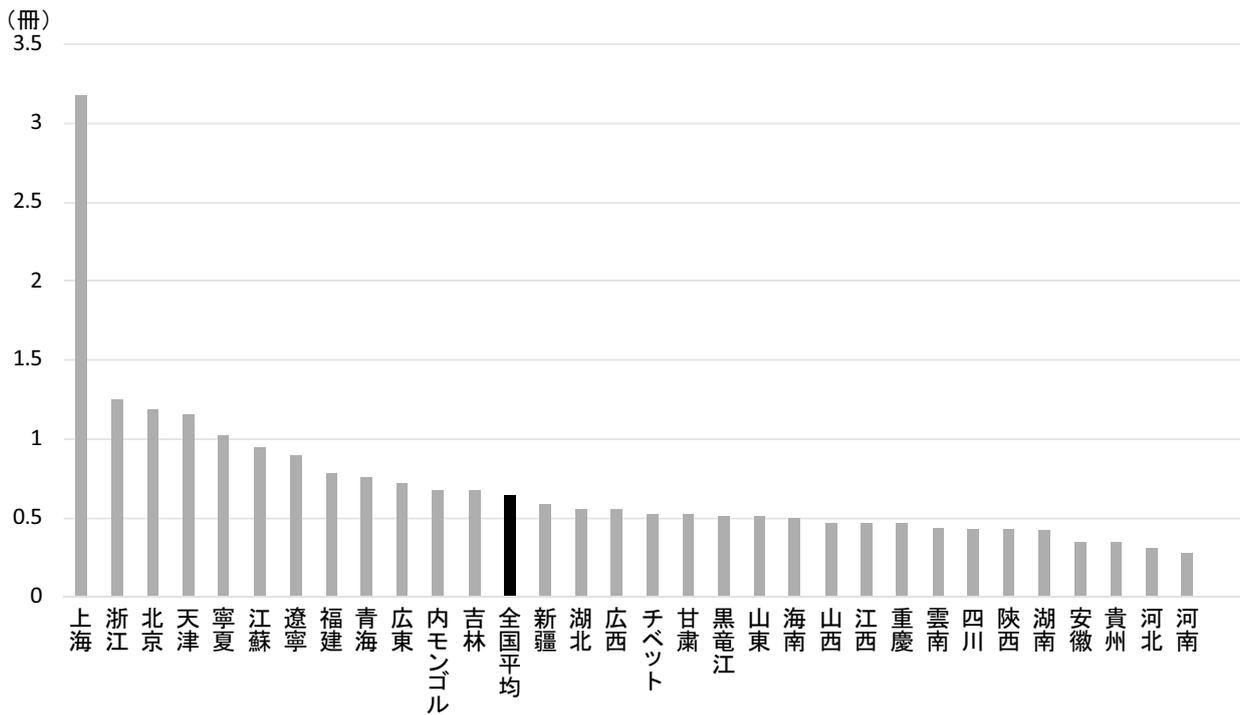
(5) 「推动公共图书馆事业新发展—文化部相关负责人就《中华人民共和国公共图书馆法》出台答记者问」『人民日报』2017.11.6。なお、2016年末現在、県より下位の郷級行政区(郷・鎮)の96.8%にも、図書館又は図書館機能を有する文化活動ステーションが設置されている。「公共图书馆 走心+出新」同、2018.1.18。

(6) 「23-29 分地区公共图书馆基本情况(2016)」前掲注(4)、pp.763-764。

(7) 「現代公共文化サービス体系の構築」は、2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(3中全会)で採択された「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」(「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」中国政府网 <[http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content\\_2528179.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm)>)において示された。

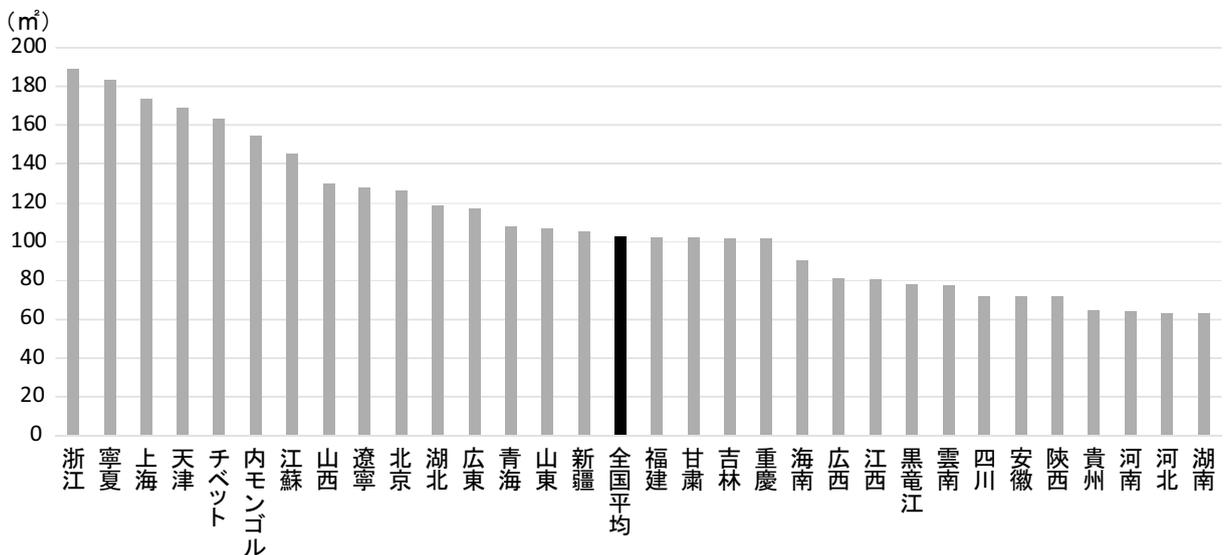
(8) 「文化部关于印发《“十三五”时期全国公共图书馆事业发展规划》的通知」(文公共发〔2017〕19号)中华人民共和国文化和旅游部 <[http://zwgk.mcprc.gov.cn/auto255/201707/t20170726\\_685747.html](http://zwgk.mcprc.gov.cn/auto255/201707/t20170726_685747.html)>

図2 中国の省・自治区・直轄市別1人当たり公共図書館蔵書数(2016年)



(出典)『中国統計年鑑 2017』を基に筆者作成。

図3 中国の省・自治区・直轄市別1万人当たり公共図書館床面積(2016年)



(出典)『中国統計年鑑 2017』を基に筆者作成。

文化観光省)が公表している。同発展計画では、2020年までの重点的取組として、次の10項目が掲げられた。

- ①公共図書館施設の全国ネットワークの整備、
- ②蔵書の収集・収蔵能力の飛躍的向上、
- ③県級図書館の本館・分館制のひとつおりの完成、
- ④公共図書館サービスの標準化・均等化の推進、
- ⑤情報ネットワーク等の新技術の導入拡大、
- ⑥コーポレートガバナンス体制構築の積極的推進、
- ⑦人材育成の効果的な増強、
- ⑧関連政策・法規の整備推進、
- ⑨民間活力の広範な活用、
- ⑩サー

ビスに対する満足度の向上。

同発展計画では、2020年までの具体的な発展指標も示された。その主なものは表1のとおりである。

表1 中国の公共図書館の主な発展指標

指標	単位	2010年 (実績)	2015年 (実績)	2020年 (目標値)	<参考>日本 (2016年)
1人当たり蔵書数	冊	0.46	0.61	1	3.40
1人当たり新規蔵書受入数	冊	0.02	0.04	0.08	0.13
1人当たり蔵書購入費	元	0.83	1.43	1.8	218 (円)
有効登録利用者総数	万人	2020	5721	8000	5287
年間来館利用者のべ人数	億人	3.28	5.89	8	3.37
年間館外貸出のべ冊数	億冊	2.64	5.09	8	7.04
1万人当たり床面積	m <sup>2</sup>	67.2	94.7	110	363

(注) 1元は約17円(平成30年4月分報告省令レート)。

(出典)「全国公共图书馆事业发展“十二五”规划」;「“十三五”时期全国公共图书馆事业发展规划」;  
『中国文化文物统计年鉴2011』;『図書館年鑑2017』を基に筆者作成。日本の一部項目は、典拠資料  
掲載の数値に基づき筆者が算出(端数は四捨五入)。

## II 図書館法制

### 1 現行法の図書館関連規定

図書館又は公共図書館に関する現行法の規定の主なものは、次頁の表2のとおりである。

1982年に制定された中国の現行憲法<sup>(9)</sup>は、文化活動について規定する第22条において「図書館」を明記している。

また、上述の公共文化サービス保障法は、公共文化施設の建設と管理、公共文化サービスの提供、財政その他の支援措置、罰則等について定めるものであり、その規定は全て公共図書館にも適用される。

そのほか、文化財保護、公文書管理、著作権等に関する現行法に、図書館関連規定が盛り込まれている。

### 2 図書館の設置・運営等に関する法規

公共図書館法が今回制定されるまで、中国において図書館の設置・運営等に関して、法律レベル、行政法規<sup>(10)</sup>レベルの立法はなく、所管省庁の制定する行政規則と地方立法のみであった。

公共図書館については、文化省が1982年に「省(自治区、市)図書館工作条例」<sup>(11)</sup>を制定しているほか、「北京市図書館条例」<sup>(12)</sup>「湖北省公共図書館条例」<sup>(13)</sup>「内モンゴル自治区公共図書館管理条例」<sup>(14)</sup>を始めとする地方立法がある。

(9) 「中华人民共和国宪法」(2018.3.11最終改正) 中国政府法制信息网 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/22/art\\_11\\_207681.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2018/3/22/art_11_207681.html)>

(10) 行政法規は、国务院(中央政府)が憲法及び法律に基づいて制定するもの。

(11) 「省(自治区、市)图书馆工作条例」

(12) 「北京市图书馆条例」

(13) 「湖北省公共图书馆条例」

(14) 「内蒙古自治区公共图书馆管理条例」

表2 中国の現行法規における主な図書館関係規定

法規種別	法規題名 (中国語題名)	条	条文(関係部分)
憲法	憲法 (憲法)	第22条	国は、人民に奉仕し、社会主義に奉仕する文学芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版・出版物流通事業、図書館・博物館・文化活動センターその他の文化事業を發展させ、大衆文化活動を展開する。
法律	公共文化サービス保障法 (公共文化服务保障法)	第1条	公共文化サービス体系の整備を強化し、公衆の精神文化生活を豊かにし、中華の優秀な伝統文化を継承し、社会主義の核心的価値観を發展させ、文化的な自信を增強し、中国的な特色のある社会主義文化の繁榮發展を促進し、全民族の文化的資質を向上させるため、この法律を制定する。
		第14条	この法律において公共文化施設とは、公共文化サービスの提供のために用いられる建築物、敷地及び設備をいい、図書館、博物館、…(中略)…を含む。
		第24条	国は、公共の図書館、博物館、文化活動センター等の公共文化施設を管理する組織について、当該組織の機能に基づき、関係者代表、専門家及び公衆をその管理に参加させるコーポレートガバナンス体制の整備を推進する。
	文化財保護法 (文物保护法)	第34条 (第2項)	考古学研究において発掘した文化財は、台帳を作成して登録し、適切に保管した上で、国の関係規定に基づき省・自治区・直轄市人民政府の文化財行政部門又は國務院文化財行政部門の指定する国有博物館、図書館若しくはその他の国有文化財収蔵機関に移管しなければならない。
	無形文化遺産法 (非物质文化遗产法)	第35条	図書館、文化活動センター、博物館、科学技術館等の公共文化機構及び無形文化遺産学術研究・保護機構並びに財政資金を用いて運営される文化芸術上演団体及び公演場所経営組織等は、それぞれの業務範囲に基づき、無形文化遺産の整理、研究及び学術交流、並びに無形文化遺産の代表的項目の広報及び展示を行わなければならない。
	公文書法 (档案法)	第12条	博物館、図書館、記念館等で保存する文化財及び図書資料であって、同時に公文書であるものは、法律及び行政法規の定めるところにより、上述の組織が自らそれを管理することができる。
	著作権法 (著作权法)	第22条	次の各号に掲げる状況においては、著作権者の許可を得ることなく作品を無償で使用することができる。ただし、作者の氏名及び作品の名称を明示しなければならず、かつ著作権者がこの法律に基づいて有するその他の権利を侵害してはならない。 (1)～(7) (略) (8) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は原本保存の必要により、当該館が収蔵する作品を複製するとき。 (以下略)
	教育法 (教育法)	第51条	図書館、博物館、科学技術館、文化活動センター、美術館、体育館(競技場)等の公共文化スポーツ施設、並びに歴史的・文化的旧跡及び革命記念館(地)は、教師及び学生を優待し、教育を受ける者に対し便宜を提供しなければならない。
	科学技術普及法 (科学技术普及法)	第16条 (第2項)	…(略)…科学技術館(ステーション)、図書館、博物館、文化活動センター等の文化施設は、科学普及の機能を發揮しなければならない。
	障害者保障法 (残疾人保障法)	第43条	政府及び社会は、次の各号に掲げる措置を講じ、障害者の精神文化生活を豊かなものとする。 (1) (略) (2) 点字図書、録音図書及びその他の障害者用図書の編集・出版を支援し、視覚障害者の実際的な必要に基づき、公共図書館に点字・録音図書室を設置する。 (以下略)
未成年者保護法 (未成年人保护法)	第30条	愛国主義教育基地、図書館、青少年宮(青少年のための課外活動施設)及び児童活動センターは、未成年者に対し無料で開放されなければならない。	
高齢者権利利益保障法 (老年人权益保障法)	第58条	博物館、美術館、科学技術館、記念館、公共図書館、文化活動センター、映画館、スポーツ施設、公園、観光名所等は、高齢者に対し無料又は優待で開放されなければならない。	
行政法規	公共文化スポーツ施設条例 (公共文化体育设施条例)	第1条	公共文化スポーツ施設の整備を促進し、公共文化スポーツ施設に対する管理及び保護を強化し、公共文化スポーツ施設の機能を十分に發揮させ、文化スポーツ事業を盛んにし、公衆が文化スポーツ活動を行うに当たっての基本的要求を満たすため、この条例を制定する。
		第2条	この条例において公共文化スポーツ施設とは、各級人民政府又は民間が運営し、公衆に開放され文化スポーツ活動を行うために用いられる公益性を有する図書館、博物館、…(中略)…等の建築物、場所及び設備をいう。
	バリアフリー環境建設条例 (无障碍环境建设条例)	第22条	区設市級(区設市は市の中に区が設置されている市。区設市級は地区級に相当)以上の人民政府が設置した公共図書館は、点字図書及び録音図書を提供する視覚障害者閲覧室を設置し、その他の図書館は、視覚障害者閲覧室を段階的に設置しなければならない。
	娯楽場所管理条例 (娱乐场所管理条例)	第7条	娯楽場所は、次の各号に掲げる地点に設置してはならない。 (1) 住宅、博物館、図書館及び文化財保護対象施設に認定された建築物の中 (以下略)
	政府情報公開条例 (政府信息公开条例)	第16条	各級人民政府は、公文書館及び公共図書館に政府情報閲覧場所を設置し、かつ、相応の施設設備を配備し、国民、法人又はその他の組織が政府情報にアクセスするための便宜を提供しなければならない(第1項)。行政機関は、自主的に公開した政府情報を公文書館及び公共図書館に速やかに提供しなければならない(第3項)。
	情報ネットワーク送信権保護条例 (信息网络传播权保护条例)	第7条	図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等は、著作権者の許可を得ることなく、情報ネットワークを通じて当該館内のサービス対象者に対し、当該サービス対象者が直接的又は間接的に経済的利益を得てはならないという条件の下に、当該館所蔵の合法的なデジタル出版物及び陳列若しくは原本保存の必要のためにデジタル化方式により作成した複製物を無償で提供することができる。
	出版管理条例 (出版管理条例)	第22条	出版者は、国の関係規定に基づき、中国国家図書館、中国版本図書館及び國務院出版行政主管部門に見本を無償で送付しなければならない。

(出典) 筆者作成。法規の原文は中国政府法制信息网 <<http://www.chinalaw.gov.cn/>> 参照。法律は全国人民代表大会及び同常務委員会により制定されるもの、行政法規は國務院(中央政府)が憲法及び法律に基づいて制定するもの。題名冒頭の「中華人民共和国」は省略。

一方、学校図書館については、教育省が「小中学校・高校図書館（室）規程」<sup>(15)</sup>「中等専門学校図書館規程」<sup>(16)</sup>「普通高等教育機関図書館規程」<sup>(17)</sup>等を制定している。

### 3 図書館法制定をめぐるこれまでの経緯

中国では、文化大革命の終結後、図書館行政の再構築が図られ、図書館関連の法整備もその一環として進められるようになった<sup>(18)</sup>。1980年代以降、諸外国の図書館法制を含め図書館立法に関する研究も徐々に進展し、それらも参考にしながら図書館事業関連の各種の行政規則が整備されてきた。

そのような過程を経て、2001年4月、図書館法の制定に向け、法案策定の本格的な検討作業が始まった。しかし、この検討作業は2004年6月に中断を余儀なくされる。法案に盛り込むべき内容について十分な共通認識が得られなかったのがその原因である。特に、立法目的、法の適用範囲等が大きな論点となり、図書館全般にわたって包括的に規定する法律とすべきか、特定の館種の図書館に関する法律とすべきか、について方針が定まらなかった。

その後、法律制定に向けて正式な作業が再開されたのは2008年末である。このとき、中国の図書館の現状や立法の必要度、緊急性等を考慮し、公共図書館法を先行して制定することが決定され、文化省において法案起草に向けた準備作業が始まった。

## Ⅲ 公共図書館法

### 1 審議経過

前章で述べたように、公共図書館法の立法作業は2008年から始まり、その9年後の2017年4月、法案が国务院常务会议で採択され、第12期全国人民代表大会（全人代）常務委員会に提出された<sup>(19)</sup>。法案の規定は、直前の2017年3月に施行された公共文化サービス保障法との整合性に十分配慮したものとなっている。

全人代常務委員会での法案審議は、2017年6月の第28回会議で第1回審議、その後1か月の意見公募、法案修正、同年10～11月の同第30回会議で第2回審議という経過をたどり、11月4日に可決、成立に至った。審議の過程で法案には相当程度の加筆修正が加えられ、条数も当初の全6章44か条から全6章55か条へと11か条増加した。施行日は2018年1月1日である。

### 2 法の構成と全般的特徴

#### (1) 構成

全6章55か条から成る公共図書館法の章構成は、次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：設置（第13条～第22条）、第3章：運営（第23

(15) 「中小学图书馆（室）規程」

(16) 「中等专业学校图书馆規程」

(17) 「普通高等学校图书馆規程」

(18) 以下、この節の記述において次の文献を参照した。李国新「《中华人民共和国公共图书馆法》的历史贡献」『中国图书馆学报』no.232, 2017.11, pp.4-20; 李超平「图书馆学理论视野中的图书馆事业」同, no.231, 2017.9, pp.21-31; 汪东波・张若冰「《公共图书馆法》与国家图书馆」『国家图书馆学刊』no.114, 2017.12, pp.50-55.

(19) 公共図書館法の審議経過について詳しくは、「公共図書館法草案（2017年6月-）」中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node\\_32875.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/node_32875.htm)> を参照。

条～第 32 条)、第 4 章:サービス(第 33 条～第 48 条)、第 5 章:法的責任(第 49 条～第 54 条)、第 6 章:附則(第 55 条)。

## (2) 全般的特徴

公共図書館法の全般的な特徴としては、次の 4 点が指摘されている<sup>(20)</sup>。

①公共図書館事業の重要性と発展の方向性を明確に示している、②国内の制度や社会実態に適合した公共図書館の管理運営体制の構築を図っている、③公共図書館の公益性を強調し、その観点からサービスに対する明確な要求を打ち出している、④公共図書館の整備に対する民間部門の参画を積極的に奨励している。

## 3 主な規定内容

公共図書館法の主な規定内容は、次のとおりである。

### (1) 立法目的

公共図書館事業の発展、公共図書館の役割強化、文化に関する国民の基本的な権利利益の保障、国民の科学的・文化的資質と社会的な文化水準の向上、人類文明の伝承及び文化への自信の確立を目的とする(第 1 条)。

### (2) 公共図書館の定義

公共図書館とは、一般公衆に無料で開放され、文献情報(図書・定期刊行物、視聴覚資料、マイクロ資料、デジタル資源等)を収集、整理、保存し、当該文献情報に係る検索、閲覧・貸出し及びその他の関連サービスを提供し、社会教育を展開する公共文化施設をいう(第 2 条)。

### (3) 基本方針

県級以上の人民政府は、公共図書館事業を当該級の国民経済社会発展計画に、公共図書館建設を都市計画及び土地利用総合計画にそれぞれ盛り込み、必要経費を予算化しなければならない(第 4 条)。

国は、国民及び法人その他の組織による公共図書館の設置・運営(第 4 条)及び公共図書館への寄附(第 6 条)を奨励する。

国は、少数民族地域、貧困地域等の公共図書館事業の発展を支援する(第 7 条)。

### (4) 公共図書館の設置

国は、都市部・農村部全体に行き渡り、便利で実用的な公共図書館サービス網を構築する(第 13 条第 1 項)。県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内の人口分布、環境、交通等の状況に基づき、設置すべき公共図書館の数、規模、分布等を決定し、図書館施設及び移動式・セルフサービス施設の整備を行わなければならない(同条第 2 項)。

公共図書館の設置に当たっては、①定款、②固定された所在地、③機能に適合した庁舎面積、閲覧席、文献情報及び施設設備、④機能、蔵書規模等に適合した職員、⑤必要な運営資金及び安定的な運営資金源、⑥安全確保のための施設、制度及び緊急対応マニュアルを有することが義務付けられる(第 15 条)。

### (5) 公共図書館の運営

国は、公共図書館において、関係者代表、専門家及び一般公衆の参加を得たコーポレートガバナンスの整備を進める(第 23 条)。

(20)「推动公共图书馆事业新发展—文化部相关负责人就《中华人民共和国公共图书馆法》出台答记者问」前掲注(5)

公共図書館は、購入、納本、寄贈等の合法的な方法により文献情報を収集することができ（第25条）、所蔵する文献情報をみだりに処分することなく適切に保存しなければならない（第28条）。

出版者は、国の関係規定に基づき、国立図書館<sup>(21)</sup>及び所在地の省級公共図書館に対し、出版物を納入しなければならない（第26条）。

#### (6) サービス提供

公共図書館は、平等・開放・共有を旨とし、一般公衆に対し、①文献情報の検索・閲覧・貸出し、②閲覧室、自習室等の開放、③公益目的の講座、読書推進活動、研修、展示、④その他無料サービス項目として国が定めるものを無償で提供しなければならない（第33条）。

公立の公共図書館は、子供向けの閲覧エリアを設けて専門のサービスを提供しなければならないが、高齢者、障害者に対しても必要に応じたサービスを提供しなければならない（第34条）。

#### (7) 国立図書館

国立図書館は、国の文献情報の戦略的保存、全国書誌及び総合目録の編纂、国の立法及び政策決定のためのサービス、全国古典籍保護事業、図書館関連の研究・国際交流、他の図書館に対する業務指導・技術支援等を担当し、同時に公共図書館としての機能も有するものとする（第22条）。

### おわりに

中国の現行法において文化関連の法律の絶対数が少ない<sup>(22)</sup>こともあり、今回の公共図書館法の制定は、中国国内で図書館界だけでなく、社会的にも広く関心を集めるものとなった。

公共文化サービス保障法とそれに続く公共図書館法の制定は、中国の図書館立法の出発点であり、これらの法律の実効性確保が今後の課題となる。また、I-2で紹介した「第13次5か年計画期（2015～2020年）全国公共図書館事業発展計画」<sup>(23)</sup>で示された立法計画には、公共図書館法制定のほか、古典籍保護に関する立法作業の加速と図書館関連の地方立法の推進も掲げられている。公共図書館以外の館種に関する法整備も含め、中国の図書館立法は緒に就いたばかりである。

（おかむら しがこ）

(21) 中国国家図書館（National Library of China）を指す。

(22) 2017年12月27日時点で有効な法律263件のうち、文化関連の法律は7件である。「推动公共图书馆法落地 助力全民阅读书香社会」『法制日报』2018.1.23. なお、公共図書館法以外の文化関連の法律6件とその制定年は、次のとおりである。文化財保護法（「中华人民共和国文物保护法」1982年）、公文書法（「中华人民共和国档案法」1987年）、著作権法（「中华人民共和国著作权法」1990年）、無形文化遺産法（「中华人民共和国非物质文化遗产法」2011年）、映画産業促進法（「中华人民共和国电影产业促进法」2016年）、公共文化サービス保障法（「中华人民共和国公共文化服务保障法」2016年）。

(23) 前掲注(8)



# 中華人民共和國公共圖書館法

## 中華人民共和國公共圖書館法

(2017年11月4日第12期全國人民代表大會常務委員會第30回會議で可決、  
同日公布、2018年1月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
海外立法情報課長 岡村 志嘉子訳

### 【目次】

- 第1章 総則 (第1条～第12条)
- 第2章 設置 (第13条～第22条)
- 第3章 運営 (第23条～第32条)
- 第4章 サービス (第33条～第48条)
- 第5章 法的責任 (第49条～第54条)
- 第6章 附則 (第55条)

## 第1章 総則

### 第1条

公共図書館事業の発展を促進し、公共図書館の機能を発揮させ、国民の基本的な文化的権利利益を保障し、国民の科学的・文化的資質及び社会的な文化水準を向上させ、人類文明を伝承し、文化への自信を確固たるものとするため、この法律を制定する。

### 第2条

この法律において公共図書館とは、公衆に無料で開放され、文献情報を収集し、整理し、保存し、並びに検索、閲覧・貸出し及び関連するサービスを提供し、社会教育を展開する公共文化施設をいう。

前項に定める文献情報は、図書・定期刊行物、視聴覚資料、マイクロ資料、デジタル資源等を含む。

### 第3条

公共図書館は、社会主義公共文化サービス体系の重要な構成部分であり、全国民読書活動<sup>(1)</sup>の推進、先導及びサービスを重要任務としなければならない。

公共図書館は、社会主義先進文化の進行方向、人民中心の考え方、及び社会主義の核心的価値観<sup>(2)</sup>による先導を堅持し、中華の優秀な伝統文化を伝承・発展させ、革命文化を継承し、社会主義先進文化を発展させなければならない。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年4月5日である。

(1) 中国語原文は「全民阅读」。2006年から国の政策として実施されている、全国民を対象とする読書推進活動。

(2) 「社会主義の核心的価値観」(中国語原文「社会主义核心价值观」)とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

#### 第4条

県級<sup>(3)</sup>以上の人民政府は、公共図書館事業を当該級の国民経済社会発展計画に盛り込み、公共図書館建設を都市計画及び土地利用総合計画に盛り込み、政府が設置する公共図書館に対する資金投入を拡大し、必要経費を当該級政府予算に計上し、かつ、速やかに必要額を支出しなければならない。

国は、国民及び法人その他の組織が自己資金により公共図書館を設置することを奨励する。県級以上の人民政府は、公共図書館建設への民間部門の参加を積極的に促し、かつ、国の関係規定に基づき政策的支援を行わなければならない。

#### 第5条

国務院の文化主管部門<sup>(4)</sup>は、全国の公共図書館の管理業務に責任を負う。国務院のその他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内において、公共図書館管理に関連する業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の文化主管部門は、当該行政区域内の公共図書館の管理業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府のその他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内において、当該行政区域内における公共図書館管理に関連する業務に責任を負う。

#### 第6条

国は、国民及び法人その他の組織が法に従い公共図書館に寄附を行うことを奨励し、かつ、法に従い税制上の優遇措置を講ずる。

国外の自然人及び法人その他の組織は、関係する法律及び行政法規の定めるところに従い、寄附方式により国内の公共図書館建設に参加することができる。

#### 第7条

国は、旧革命根拠地<sup>(5)</sup>、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の公共図書館事業の発展を支援する。

#### 第8条

国は、公共図書館の建設、管理及びサービスにおいて科学技術の機能を発揮させ、現代的な情報・通信技術の活用を推進することにより、公共図書館のサービス効果を向上させることを奨励し、及び支援する。

#### 第9条

国は、公共図書館分野における国際交流・協力の実施を奨励し、及び支援する。

#### 第10条

公共図書館は、知的財産権の保護に関する法律及び行政法規の規定を遵守し、法に従い文献情報を保護し、及び利用しなければならない。

所蔵文献情報であって文化財、公文書又は国家機密に属するものについては、公共図書館は、文化財保護、公文書管理又は国家機密保護に関する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

#### 第11条

公共図書館の業界団体は、法に従い業界規範を制定し、業界の自律性を強化し、会員の合

(3) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

(4) 文化観光省(2018年3月に文化省から改組)を指す。

(5) 中国語原文は「革命老区」。中華人民共和国成立前の革命根拠地があった地域をいう。

法的権利利益を保護し、会員に対しサービスの質を向上させるよう監督・指導しなければならない。

## 第12条

公共図書館事業の発展において著しい貢献のあった組織及び個人に対しては、国の関係規定に基づき、表彰及び報奨を行う。

## 第2章 設置

### 第13条

国は、都市部・農村部全体に行き渡り、便利かつ実用的な公共図書館サービス網を構築する。公共図書館サービス網の構築は、政府による主導を堅持し、民間からの参加を奨励する。

県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内の人口総数、人口分布、環境、交通条件等の要素に基づき、当地の状況に合わせて公共図書館の数、規模、構成及び分布を決定し、固定の庁舎並びに移動式サービス施設及びセルフ式サービス施設の整備を強化しなければならない。

### 第14条

県級以上の人民政府は、公共図書館を設置しなければならない。

地方人民政府は、郷鎮（街道）及び村（社区）<sup>(6)</sup>の総合サービス施設を十分に利用して図書室を設置し、都市・農村住民にサービスを提供しなければならない。

### 第15条

公共図書館の設置に当たっては、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 定款
- (2) 固定された所在地
- (3) 機能に適合した庁舎面積、閲覧席、文献情報及び施設設備
- (4) 機能、蔵書規模等に適合した職員
- (5) 必要な運営資金及び安定的な運営資金源
- (6) 安全確保のための施設、制度及び緊急対応マニュアル

### 第16条

公共図書館の定款は、名称、所在地、運営趣旨、業務範囲、管理制度及び関連規則、終了手続及び剰余財産の処理計画等の事項を含まなければならない。

### 第17条

公共図書館を設置し、変更し、及び終了するときは、国の関係規定に基づき登記手続を行わなければならない。

### 第18条

省・自治区・直轄市人民政府の文化主管部門は、当該ウェブサイトにおいて、当該行政区域内の公共図書館の名称、所在地、連絡先、所蔵文献情報の概況、主なサービス内容及びその利用方法等の情報を遅滞なく公表しなければならない。

(6) 「郷」及び「鎮」は農村部における、「街道」は都市部における第4階層の地方行政区画であり、更にその下の組織として、「郷」及び「鎮」の下に「村」、「街道」の下に「社区」がある。

## 第 19 条

政府が設置する公共図書館の長は、相応の文化水準、専門知識及び組織管理能力を備えていなければならない。

公共図書館は、その機能、蔵書規模、庁舎面積、サービス範囲、サービス人口等の要素に基づき相応の職員を配置しなければならない。公共図書館の職員は、相応の専門的な知識及び技能を備えていなければならない。そのうち専門技術担当職員については、国の関係規定に基づき専門技術職称を与えることができる。

## 第 20 条

公共図書館は、寄附者の氏名又は名称を文献情報コレクション又は特別活動の名称として用いることができる。

国民及び法人その他の組織が設置する公共図書館は、寄附者の氏名又は名称を公共図書館、公共図書館庁舎又はその他の施設の名称として用いることができる。

寄附者の氏名又は名称による命名は、関係する法律及び行政法規の規定を遵守し、国家利益及び公共利益に適合し、公序良俗に従ったものとしなければならない。

## 第 21 条

公共図書館を終了するときは、関係する法律及び行政法規の規定に従い、その剰余財産を処理しなければならない。

## 第 22 条

国は、国立図書館<sup>(7)</sup>を設置し、国の文献情報の戦略的保存、全国書誌及び総合目録の編纂、国の立法及び政策決定のためのサービス、全国古典籍保護事業、図書館関連の研究及び国際交流の実施、他の図書館に対する業務指導及び技術支援の提供等の機能を主として担当する。国立図書館は、同時に、この法律に定める公共図書館の機能を有するものとする。

## 第 3 章 運営

### 第 23 条

国は、公共図書館において、関係者代表、専門家及び公衆が管理に参加するコーポレートガバナンス体制の整備を推進する。

### 第 24 条

公共図書館は、運営趣旨及びサービス対象の要求に基づき、文献情報を広く収集しなければならない。政府が設置する公共図書館は、更に地方文献情報を系統的に収集し、地方文化を保存し、及び伝承しなければならない。

文献情報の収集に当たっては、関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

### 第 25 条

公共図書館は、購入、納本又は寄贈の受理等の合法的な方法により文献情報を収集することができる。

---

(7) 中国国家図書館 (National Library of China) を指す。

**第 26 条**

出版者は、国の関係規定に基づき、国立図書館及び所在地の省級公共図書館に対し、正式出版物を納入しなければならない。

**第 27 条**

公共図書館は、国が公布した基準及び規則に基づいて所蔵文献情報を整理し、所蔵文献情報目録を構築し、かつ、法に従い当該図書館のウェブサイト又はその他の方法により、それを社会に公開しなければならない。

**第 28 条**

公共図書館は、所蔵文献情報を適切に保存しなければならず、みだりにそれを処分してはならない。処分する必要があるときは、国务院文化主管部門の文献情報処分関連規定を遵守しなければならない。

公共図書館は、防火、盗難防止等の設備を配備し、かつ、国の関係規定及び基準に従い古典籍及びその他の貴重な、及び破損しやすい文献情報に対し、専門的な保護措置を講じ、安全を確保しなければならない。

**第 29 条**

公共図書館は、定期的に施設設備の保守点検を行い、正常な稼働を確保しなければならない。

公共図書館の施設設備用地は、そのサービスと無関係な営利活動に用いてはならない。

**第 30 条**

公共図書館は、図書館間の交流及び協力を強化しなければならない。国は、公共図書館が共同購入、目録共同編纂及び共同サービスを行うことにより、文献情報の共同構築・共同利用を実現し、文献情報の有効利用を促進することを支援する。

**第 31 条**

県級人民政府は、当地の状況に合わせ、当該地域の特性に適合した、県級公共図書館を本館とし、郷鎮（街道）総合文化ステーション、村（社区）図書室等を分館又は基層サービスポイントとする本館・分館制を構築し、デジタル化及びネットワーク化したサービス体系及び配送体系を整備し、一元的な貸出し・返却を実現し、公共図書館サービスの末端地域社会への浸透を促進しなければならない。本館は、分館及び基層サービスポイントに対する業務指導を強化しなければならない。

**第 32 条**

公共図書館が所蔵する文献情報であって、公文書及び文化財であるものについては、公共図書館は、公文書館、博物館、記念館等の機関との間で複本、複製物又は目録を相互に交換し、展示会を共同開催し、及び関係史料の編集刊行又は史料研究を共同で行うことができる。

**第 4 章 サービス****第 33 条**

公共図書館は、平等・開放・共有を旨として、公衆にサービスを提供しなければならない。

公共図書館は、次の各号に掲げるサービスを公衆に無償で提供しなければならない。

- (1) 文献情報の検索及び閲覧・貸出し

- (2) 閲覧室、自習室等の公共空間の施設・敷地の開放
- (3) 公益目的の講座、読書推進活動、研修及び展示
- (4) その他国が定める無料サービス項目

#### 第34条

政府が設置する公共図書館は、子供<sup>(8)</sup>のための閲覧区域を設け、子供の特性に基づき相応の専門職員を配置し、子供向けの読書指導及び社会教育活動を実施し、かつ、学校が実施する関係課外活動に対する支援提供を行わなければならない。条件の整った地域においては、子供図書館を単独で設置することができる。

政府が設置する公共図書館は、高齢者、障害者等の特性を考慮し、積極的に条件を整備し、その必要に適合した文献情報並びにバリアフリーの施設設備及びサービス等を提供しなければならない。

#### 第35条

政府が設置する公共図書館は、自館の条件に基づき、国家機関が法律、法規及び政策の策定並びに関連問題の研究を行うために、文献情報及び関連レファレンスサービスを提供しなければならない。

#### 第36条

公共図書館は、読書指導、読書交流、講演・朗読、推薦図書交換会等の活動の実施を通じて、全国民読書活動を推進しなければならない。

#### 第37条

公共図書館が公衆に文献情報を提供するときは、関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ、未成年者に対し不適切な内容の文献情報を提供してはならない。

公共図書館は、館内において、国の安全に危害を及ぼし、社会の公共利益を損ない、及びその他法に違反する活動に従事してはならず、又は、他の組織若しくは個人が当該活動に従事することを許してはならない。

#### 第38条

公共図書館は、自館のウェブサイト又はその他の方法により、自館のサービス内容、開館時間、閲覧・貸出規則等を社会に告知しなければならない。事情により閉館又は開館時間を変更するときは、不可抗力による場合を除き、事前に告知しなければならない。

公共図書館は、公休日には開館しなければならない。国の法定祝祭日には開館時間を設けなければならない。

#### 第39条

政府が設置する公共図書館は、移動式サービス施設、セルフ式サービス施設等を通じて、公衆に便利なサービスを提供しなければならない。

#### 第40条

国は、統一基準による共通の公共図書館デジタルサービス網を構築し、デジタル読書製品開発及びデジタル資源保存技術研究を支援し、公共図書館におけるデジタル化・ネットワーク化技術を利用した公衆に対する便利なサービスの提供を推進する。

政府が設置する公共図書館は、デジタル資源の構築及び相応の施設設備の整備を強化し、

---

(8) 中国語原文は「少年儿童」。

オンラインとオフラインが相互連携した文献情報共有プラットフォームを構築することにより、公衆に対し質の高いサービスを提供しなければならない。

#### 第41条

政府が設置する公共図書館は、館内における古典籍の保護を強化し、自館の条件に基づきデジタル化、写真複製又はマイクロ化技術等を用いて古典籍の整理、出版及び研究利用を推進し、かつ、巡回展示、公益目的の講座、貴重書複製、関連商品開発等の方法を通じて古典籍の広報を強化し、中華の優秀な伝統文化を伝承・発展させなければならない。

#### 第42条

公共図書館は、サービス条件を改善し、サービス水準を向上させ、サービス実施状況を定期的に公表し、利用者の意見を聴取し、苦情窓口を開設し、フィードバックシステムを整備し、及び社会による監督を受けなければならない。

#### 第43条

公共図書館は、利用者の個人情報、閲覧・貸出情報及びその他利用者のプライバシーに関わる情報を適切に保護しなければならない。当該情報を売却又はその他の方法で違法に他人に提供してはならない。

#### 第44条

利用者は、公共図書館の関係規定を遵守し、公共図書館の秩序を自覚的に維持し、公共図書館の文献情報及び施設設備を大切にし、かつ文献情報を合法的に利用しなければならない。文献情報を借り受けた者は、定められた期限までに返却しなければならない。

公共図書館の文献情報及び施設設備を破壊し、又は公共図書館の秩序を乱した者に対しては、公共図書館の職員は、これを制止し、又は阻止する権限を有する。制止又は阻止に効果がなかったときは、公共図書館は、その者に対するサービスの提供を停止することができる。

#### 第45条

国は、サービスの政府調達等の措置を講ずることにより、国民及び法人その他の組織により設置された公共図書館が提供するサービスに対し、資金援助を行う。

#### 第46条

国は、公共図書館におけるボランティアサービスへの国民の参加を奨励する。県級以上の人民政府の文化主管部門は、公共図書館におけるボランティアサービスに対し必要な指導及び支援を行わなければならない。

#### 第47条

国務院の文化主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府の文化主管部門は、公共図書館サービス規範を策定し、公共図書館のサービスの質及び水準に対する評価を行わなければならない。評価は、公衆の参加を得て行わなければならない。評価結果は、社会に公表し、かつ、公共図書館における手当又は報奨等の支給の根拠としなければならない。

#### 第48条

国は、公共図書館が学校図書館、研究機関図書館及びその他の種類の図書館との間で交流及び協力を強化し、共同サービスを実施することを支援する。

国は、学校図書館、研究機関図書館及びその他の種類の図書館を公衆に開放することを支援する。

## 第5章 法的責任

### 第49条

公共図書館が館内において、国の安全に危害を及ぼし、若しくは社会の公共利益を損なう活動に従事し、又は他の組織若しくは個人が当該活動に従事することを許したときは、文化主管部門が是正するよう命じ、違法所得を没収する。情状が重いときは、業務停止又は閉鎖を命ずる。直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対しては、法に従い法的責任を追及する。

### 第50条

公共図書館及びその職員に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、文化主管部門が是正を命じ、違法所得を没収する。

- (1) 規則に違反して文献情報を処分したとき。
- (2) 売却又はその他の方法により、利用者の個人情報、閲覧・貸出情報及びその他利用者のプライバシーに関わる情報を違法に他人に提供したとき。
- (3) 公衆に対する文献情報の提供において関係する法律及び行政法規の規定に違反したとき、又は未成年者に対し不適切な内容の文献情報を提供したとき。
- (4) 施設設備用地を公共図書館サービスと無関係な営利活動に用いたとき。
- (5) その他この法律に定める公共図書館サービスの要求に従わない行為

公共図書館及びその職員が無償で提供すべきサービスを有償とし、又は形を変えて有償としたときは、価格主管部門が前項の規定に従い処罰する。

公共図書館及びその職員に前2項に定める行為があったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し、法に従い法的責任を追及する。

### 第51条

出版者が国の関係規定に従い正式出版物を納本することを怠ったときは、出版行政主管部門が出版管理に係る法律及び行政法規の関係規定に従い処罰する。

### 第52条

文化主管部門又はその他の関係部門及びその職員に、公共図書館管理業務において職権濫用、職務怠慢又は情実による不正があったときは、直接責任を負う主管者及びその他の直接の責任者に対し、法に従い処分を行う。

### 第53条

公共図書館の文献情報若しくは施設設備を損壊し、又は借り受けた文献情報を定められた期限までに返却せず、財産の損失又はその他の損害をもたらした者に対しては、法に従い民事責任を追及する。

### 第54条

この法律の規定に違反し、治安管理条例違反行為を構成する者に対しては、法に従い治安管理条例<sup>(9)</sup>を行う。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

(9) 公共秩序の攪(かく)乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安管理条例に基づき公安機関による処罰が行われる。警告、過料、行政拘留(行政罰としての拘留)、公安機関による許可証の取消しの4種がある。

## 第6章 附則

### 第55条

この法律は、2018年1月1日から施行する。

#### 出典

・「中华人民共和国公共图书馆法」中国政府法制信息网 <[http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art\\_11\\_206619.html](http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art_11_206619.html)>

(おかむら しがこ)

